

各位

一般社団法人
沖縄県介護支援専門員協会
会長 高良清健
(公印省略)

「令和6年度沖縄県主任介護支援専門員研修」の開催(オンライン開催)について

日頃より介護保険制度の円滑な運営にご尽力いただき、厚くお礼を申し上げます。
さて、みだしの研修について、沖縄県より介護支援専門員資質向上研修事業を受託し、当協会にて実施いたしますので御案内致します
つきましては、(別紙1)「令和6年度沖縄県主任介護支援専門員研修」を開催要項のとおり募集いたしますので、下記をご確認のうえ、当協会ホームページより申込期日までにお申込みください。
なお、「**ZOOMによるオンライン研修**」開催となりますので、**開催要項等を熟読**の上お申し込みください。

記

1	(別紙1)開催要項
2	(別紙2)研修プログラム
3	(別紙3)「令和6年度沖縄県主任介護支援専門員研修」申込書類確認票
4	(別紙4)実務経験証明書の作成についてお願い
5	(別紙5)・提出書類(表紙)・様式1~2
6	【別添1】事例の作成・提出について
7	【別添2】事例演習シート
8	【別添3】 4訂 ／介護支援専門員研修テキストのご案内
9	申込① ■「受講申込入力フォーム(-googleフォーム)」 ⇒ https://www.okicare.jp/info/2024/08/599 ⇒ 申込期限: 令和6年9月17日(火)17:00 必着 ※期限厳守
10	申込② ■その他の申込に必要な書類(※各種様式は、必要に応じてコピーしてご使用ください。) 提出期限: 令和6年9月24日(火)必着 ※期限厳守

【お申込QRコード】
こちらからもお申込みできます。

以上



主任研修

《連絡先》

沖縄県介護支援専門員協会 事務局(担当:當山)
〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1
沖縄県総合福祉センター東棟3階309号室
TEL:098-887-4833 FAX:098-887-4834
E-mail:4shunin@okicare.jp

(別紙 1)

令和 6 年度 沖縄県主任介護支援専門員研修開催要項

1. 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導など、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

2. 対象者

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者で、次の(1)から(5)すべての要件を満たしている者

(1) 原則、沖縄県で介護支援専門員として従事・管理している者、又は従事していた者。

(2) 専門研修課程Ⅰ及びⅡ(更新研修を兼ねる)の修了者。

※令和6年度沖縄県介護支援専門員「専門研修課程Ⅱ」を現在受講中の方は、修了見込みでお申込み可能です。

ただし、修了証明書の写しを令和6年10月8日(火)までにメールまたはFAXでご提出してください。

(3) 実践事例を提出することができる。(受講決定通知と併せて案内します。)

(4) すべての研修課程を受講できる。

(5) 次のいずれかに該当する者。

該当要件	提出書類
<p>1. 実務経験が5年(60ヶ月)以上 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である。地域包括支援センターに介護予防プランナーとして従事した期間も含むこととする。(但し、管理者との兼務は期間として算定可能です。)</p>	<p>・実務経験証明書(様式1)</p>
<p>2. 実務経験が3年(36ヶ月)以上 ケアマネジメントリーダー養成研修(H14~H17年度)を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定するケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である。(但し、管理者との兼務は期間として算定可能です。)</p>	<p>・実務経験証明書(様式1) ・ケアマネジメントリーダー養成研修修了証書の写し、または、日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー認定証の写し</p>
<p>3. 主任介護支援専門員に準ずるもの 「主任介護支援専門員に準ずる者」として、地域包括支援センターに配置されている者。 「主任介護支援専門員に準ずる者」とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者(「地域包括支援センターの手引き」厚生労働省老健局より引用)。</p>	<p>・(様式2)地域包括支援センターにおける主任介護支援専門員に準ずる者としての在籍証明書 ・ケアマネジメントリーダー養成研修修了証書の写し</p>

3. 募集定員 : 80名

4. 研修日程・実施方法(「(別紙2)研修プログラム」もご参照ください。)

※主任介護支援専門員研修は、オンデマンド配信受講+ZOOM ミーティングによるオンライン受講となります。

※プレ研修	10/16(水)	zoom	5日目	11/21(木)	zoom
動画視聴	10/17(木)-10/25(金)	オンデマンド配信	6日目	11/22(金)	zoom
1日目	10/28(月)	zoom	7日目	12/10(火)	zoom
動画視聴	10/29(火)-11/04(月)	オンデマンド配信	8日目	12/11(水)	zoom
2日目	11/06(水)	zoom	9日目	12/12(木)	zoom
3日目	11/07(木)	zoom	10日目	12/13(金)	zoom
4日目	11/20(水)	zoom	各自所有しているパソコンを用いて「オンライン配信による研修」を実施。		

□研修全体の所要時間 72.25 時間(予定)

※プレ研修について

受講者全員参加していただき、研修当日のトラブルを最小限とするために、以下の目的のとおり開催します。

《目的》

- ① 研修実施側、受講者側の双方の通信環境等の確認。
- ② 研修に向けてご自身のパソコンの状態を確認する。
- ③ 過去に使用した実際の修了評価テストを使用して、投票機能の操作確認。
- ④ 演習で使用する zoom 操作の確認。
- ⑤ 研修受講に向けて注意事項等の確認。

5. 今回の研修についての注意事項

①	Zoom を活用したオンライン研修のため、各自、職場や自宅など研修場所の確保をお願いします。
②	長時間の研修ですので、有線・無線 (wi-fi) のネット環境は必ず整えて下さい。
③	<u>1 人 1 台のパソコン</u> での受講となります。メールアドレスの登録等もありますので、複数人で一つのパソコンの利用はできません。
④	オンライン研修受講のために、後日高額な請求をされてもこちらでは対応は致しかねます。今一度ご自身の通信環境のご確認をお願いします

6. 受講申込み・手続き

(1) 期限までに、以下①～⑤の手順に沿ってお申込みください。

<p>【申込①】</p> <p>① 右記 QR コードからお申込みできます。又は当協会ホームページより、『令和 6 年度沖縄県主任介護支援専門員研修の開催について (オンライン開催)』から期限までにお申込みください。 URL ⇒ https://www.okicare.jp/info/2024/08/599 申込期限: 令和 6 年 9 月 17 日 (火) 17:00 必着 ※期限厳守</p>	<p>こちらもお申し込みできます。</p>   <p>主任研修</p>
<p>② 「受講申込入力フォーム (Google フォーム)」をクリックいただき順番に入力する。 ※必ず受講希望者本人が Google フォームにてお申込みください。 (FAX・持参での受付不可)。</p>	
<p>③ 入力後「送信」ボタンを押せばお申込みは完了です。</p>	
<p>④ 「申込受付完了」メールが届きます。入力内容も記載されておりますので、お間違いがないかご確認をお願いします。(メールアドレスの誤記入がないようにお願いします) ※迷惑メール対策等で、ドメイン指定受信を設定されている場合、メールが正しく届かない場合がございます。ドメイン「@okicare.jp」「@gmail.com」を受信できるように設定してください。</p>	
<p>【申込②】</p> <p>⑤ 「(2) 申込提出書類について」を確認し、必要書類を「14. 実施主体・問合せ先・受講申込書送付先」へ 郵送する。提出期限: 令和 6 年 9 月 24 日 (火) 必着 ※期限厳守</p>	

(2) 申込提出書類について

※提出書類は、要件により異なりますので、漏れのないようにし、提出書類の控え (写し) は必ずお手元に保管してください。

※以前に主任の資格を有しており、現在主任の有効期限の過ぎた方は、提出物が一部免除されます。下記の内容をご確認ください。

【今回初めて主任介護支援専門員研修を受講される方】

◆全員提出

No.	書類・データ	留意事項など
1	受講申込入力フォーム(グーグルフォーム)	上記(1)①~④をご確認ください。
2	(別紙5)提出書類(表紙)	郵送にて提出。 ※令和6年度沖縄県介護支援専門員「専門研修課程Ⅱ」を現在受講中の方は、修了見込みでお申込み可能です。ただし、修了証明書の写しを 令和6年10月8日(火) までにメールまたはFAXでご提出してください。
3	(様式1)実務経験証明書 または、 (様式2)地域包括支援センターにおける主任介護支援専門員に準ずる者としての在籍証明書	
4	介護支援専門員証(登録証明書)の写し	
5	介護支援専門員専門研修課程Ⅰの修了証明書の写し	
6	介護支援専門員専門研修課程Ⅱの修了証明書の写し	
7	実践事例 (受講決定後)	

◆該当者提出

No.	書類・データ	留意事項など
1	ケアマネジメントリーダー養成研修修了証書の写し	郵送にて提出。
2	日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー認定証の写し	

【主任介護支援専門員証の有効期限が過ぎた方】

No.	書類・データ	留意事項など
1	受講申込入力フォーム(グーグルフォーム)	上記(1)①~④をご確認ください。
2	(別紙5)提出書類(表紙)	郵送にて提出。
3	介護支援専門員証(登録証明書)の写し	
4	主任介護支援専門員の修了証明書の写し	
5	実践事例 (受講決定後)	様式や詳細については、 受講決定通知の際に改めて案内いたします。

(3) 申込期限・申込に必要な書類の提出期限

<p>■「受講申込入力フォーム(グーグルフォーム)」</p> <p>⇒ https://www.okicare.jp/info/2024/08/599</p> <p>⇒ 申込期日：令和6年9月17日(火)17:00 必着 ※期限厳守</p>
<p>■その他の申込に必要な書類(郵送)</p> <p>※各種様式は、必要に応じてコピーしてご使用ください。</p> <p>提出期限：令和6年9月24日(火)必着 ※期限厳守</p>

7. 受講者の決定について

(1)	受講申込書及び添付書類の内容を確認のうえ受講を決定し、受講決定通知を E-mail にて通知いたします。
	令和6年9月3日(月)17:00までに受講決定通知が届いていない場合は、「12.実施主体・問合せ先・受講申込書送付先」まで E-mail にてご連絡ください。
(2)	申込者が定員を超えた場合には、以下の優先順位で受講者を決定いたします。
	①令和7年3月31日までに居宅介護支援事業所の管理者となる予定の者
	②令和7年4月1日以降に居宅介護支援事業所の管理者となる予定の者
	③現在、居宅介護支援事業所で管理者として従事している者
	④申込受付順

※居宅介護支援事業所における主任介護支援専門員の管理者要件は令和9年度まで猶予がございます。後述にあります「15. 申込・受講に関するQ&A(よくある質問)」をご参照願います。

8. 受講料 36,000円(詳しい納付方法は受講票送付時にお知らせします。)

9. テキストの準備・購入方法 ※【別添3】をご参照ください。

テキスト代: 税込 4,400円 (定価 4,000円)

※令和6年4月より介護支援専門員の法定研修のカリキュラム変更にもとない、研修用のテキストは全て「介護支援専門員研修テキスト」「3訂」から「4訂」に変わりました。

※テキストは各自でご購入していただきます。(購入先: 一般社団法人 日本介護支援専門員協会)

10. 申込から受講までの流れ(参考)

1	【申込①】 9/17(火)17:00 までに(必着)	※「6. 受講申込み・手続き①」を確認 「受講申込入力フォーム(グーグルフォーム)」申込
2	【申込②】 9/24(火)までに(必着)	※「6. 受講申込み・手続き②」を確認 受講要件を証明するための必要書類として、「申込提出書類」を郵送にて提出してください。
3	【受講準備期間】 申込～受講決定まで	※実践事例の準備 受講決定したら、実践事例の提出が必要です。 決定後、すぐに提出できるように、【別添1】【別添2】を確認しておいてください。
4	【受講準備期間】 申込～受講決定まで	※メールは常に確認する。 申込受付に関するメールや、受講決定通知が来ていないか、メールはこまめに確認してください。指定された日までにメールが届いていない場合は、「14.実施主体・問合せ先・受講申込書送付先」にお問い合わせください。
5	【受講決定】9/30(月)	※メールにて受講決定通知を確認する。 ①受講票、②提出・準備物(準備していた指導実践事例の提出書類、テキスト注文方法、受講料の納付方法)などを確認し、対応してください。
6	【ブレ研修会の開催】 10/16(水)	ZOOM 研修受講前に、研修当日を想定して実施いたします。
7	【研修スタート・受講開始】 ■動画視聴開始■ 10/17(木)	※詳細はプログラムをご確認ください。
8	【実践事例の提出】 10/23(水) 必着予定	受講決定通知や、【別添1】【別添2】を確認し、準備していた事例を期限までに提出してください。※受講決定後に提出

11. その他(注意事項)

1	全課程を修了した方については、修了証明書が交付されます。 なお、実施主体の許可なく、勝手に離席、遅刻した場合は、修了証明書の発行はいたしかねますので、ご注意ください。
2	本研修は、ZOOMを活用してのオンライン配信研修となります。適宜休憩等を取り入れますので、中途退席のないようにお願いします。
3	講義・演習受講中は、 通信環境等の不具合を想定し 、常に事務局と連絡が取れるよう、お手元に 携帯電話をご準備 ください。緊急の連絡が必要な場合は、事前に事務局まで申し出ください。
4	次に該当する者は、 受講を取り消します ので、ご注意ください。 ①講義の秩序を乱してその実施を妨げ、実施主体側の注意にも従わない者 ②学習意欲が著しく欠け、実施主体側の再三の注意にも関わらず改善されない者 (例) 学習意欲が著しく欠ける場合を例示します。 A. 居眠り、おしゃべりをする。B. 携帯電話の使用を続ける。C. 講義中に離席する。 D. 演習の際、その演習に参加しようとしなない。
5	台風等による研修の取扱いについて、後日事務局より受講者へ連絡、または当協会ホームページへ掲載いたしますので各自ご確認ください。
6	当協会オンライン研修受講者利用規程について、申込前に必ずご確認ください👉 申込時点で、本規程に同意したものとして受付いたします。 【オンライン研修受講者利用規程】 URL ➔ http://www.okicare.jp/index.php/docs/55



12. 個人情報の取り扱いについて

受講申込書及び添付された書類に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律を遵守し適正に管理いたします。

13. 不正等の扱い

- ・研修受講中に不正(本人以外の者による受講・受講要件の虚偽の申請及び添付書類の不正等)があった場合は、事実が判明した時点で受講を中止します。
- ・研修修了後(修了証明書交付後)に不正が判明した場合においては、研修の修了認定を無効とし、修了証明書を返還していただきます。

14. 実施主体・問合せ先・受講申込書送付先 << 受付 平日 9:00~17:00 >>

一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会 事務局(當山)

〒903-0804 那覇市首里石嶺町 4-373-1 沖縄県総合福祉センター東棟 3階 309号

TEL:098-887-4833 FAX:098-887-4834 E-mail:4shunin@okicare.jp

※質問やお問合せは、メールにて受付いたします。電話でのお問合せには応じかねますので、ご理解とご協力のほどよろしく願いいたします。

15. 申込・受講に関するQ&A(よくある質問)

(別紙 4) 実務経験証明書の作成についてもご確認ください。

No.	Q&A	内容
1	Q	パートをしていた「非常勤」の間は算定できますか？
	A	算定できません。常勤専従の期間に限ります。
2	Q	基礎資格(看護師等)との兼務期間は算定できますか？
	A	算定できません。介護支援専門員として常勤専従した期間に限ります。 但し、介護支援専門員として勤務する事業所の管理者(事業所の種類には制限はない。)としての兼務期間は算定できます。 ※相談員との兼務は算定不可。 ※介護支援専門員として勤務し、併設する別事業所の管理者としての勤務は算定不可。
No.	Q&A	内容
3	Q	実務経験証明書及び本人申立書にある、常勤時間数とはどのように記入すればよろしいですか。
	A	常勤時間数とは、 <u>就業規則等で事業所ごとに定められている時間数</u> となります。 【例】週に 35 時間介護支援専門員として従事している。 ※当該事業所の就業規則等で定められている常勤時間数は週 40 時間である。 【回答】週 40 時間を常勤時間数として届けていた場合は、介護支援専門員として週 40 時間就業していないと、「常勤」とはなりません。 この例でいくと、就業時間数が週 40 時間を下回っているため、「常勤」には当たらないため、「専任の介護支援専門員」とは言えません。従事期間には算定できませんのでご注意ください。 願います。
4	Q	過去に勤めた事業所が廃業しており、実務経験証明書の取得が困難な場合、どうすればいいですか？
	A	①事業所を運営していた法人にて証明書の作成を依頼してください。 ②①で対応できない場合、もしくは、法人も廃業している場合、申込者が「本人申立書」を申請し、また、雇用されていたことを証明するもの(雇用保険、年金記録等の証明書の写し等)を添付してください。 ※「本人申立書」様式については、「14. 実施主体・問合せ先・受講申込書送付先」まで E-mail にてご連絡ください。
5	Q	日程の一部について受講できない日があります。来年度、未受講分だけ受講できますか？
	A	できません。全過程を受講できる方が対象です。 但し、研修当日にやむを得ない事情により欠席した場合(沖縄県が「やむを得ない事情」と認めた場合)、次年度に限り未受講分を受講することが可能です。その場合は受講延長の申請をし、全課程を修了した時点で修了証明書が発行されます。(※やむを得ない事情とは、事故や忌引など。)
6	Q	現在居宅介護支援事業所において管理者をしています。主任の資格を取得しないとイケませんか？
	A	「介護保険最新情報」Vol843 において、令和 3 年 3 月 31 日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和 9 年 3 月 31 日まで猶予することとなりました。 《参照:介護保険最新情報 Vol843》

7	Q	令和7年4月1日以降に居宅介護支援事業所の管理者となる予定があります。主任介護支援専門員の資格を取得しないといけませんか？
	A	「介護保険最新情報」Vol843において、令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする。となりました。 《参照：介護保険最新情報 Vol843》
8	Q	現在、介護支援専門員として従事していませんが、主任介護支援専門員研修の申込対象となりますか？
	A	対象となります。ただし、実践事例の提出が必須となるため、以前勤務していた事業所等の許可を得たうえで実践事例のご提出をお願いします。
9	Q	パソコンで受講したいと考えていますが、パソコンを持っていません。
	A	主任介護支援専門員研修オンライン研修においては、パソコンをご準備いただく必要があります。ただし事業所又は知人或いはレンタルショップ等よりパソコン等をお借りすることもご検討ください。※レンタル費用は自己負担となります。
10	Q	オンライン研修とのことですが、何を準備すればよいですか。
	A	パソコンをご準備いただき、ZOOM機能を利用しての、ライブ配信研修となります。ネット環境があるのであれば、ご自宅でも、事業所でも受講可能となります。その際、お使いになるパソコンには、カメラ機能と、音声の機能が付いている事が必須となります。 ※講義部分を事前に「動画配信」し、視聴する期間を設けております。その際にもネット環境が必須となります。 ※通信料は、受講者負担とさせていただきます。ご使用の端末のご契約内容等にてご確認ください。